

会 費 規 程

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 6 月 27 日改正
平成 27 年 6 月 25 日改正
令和元年 6 月 27 日改正

(総則)

第 1 条 この規程は、定款第 8 条に基づき、公益社団法人日本建築家協会（以下「本会」という。）の会員の入会金・会費及びその取扱いに関し必要な事項を定め、会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会費種別)

第 2 条 入会金及び会費は以下の種別とする。なお、会員会費は本部会費と支部会費とから成り立つ。

- (1) 正会員入会金及び正会員会費
- (2) 準会員入会金及び準会員会費
- (3) 協力会員入会金及び協力会員会費

2 入会金及び会費は、各支部を通じて会員から徴収することができる。

(正会員会費)

第 3 条 正会員の会費は次に定める。

入会金 12,000 円

年会費 (45,000 円+支部会費)

- (2) 会員規程第 6 条（名誉会員）の会費は免除することができる。
- (3) フェロー会員の年会費は、正会員の年会費と同額とする。
- (4) 地震・津波などの自然災害、及びその他災害による被災者で、著しく会費の支払いが困難と認められる者は理事会の承認を得て会費の免除を行う事ができる。
- (5) 各支部会費は別表による。

(準会員の会費)

第 4 条 準会員の入会金及び会費（支部会費を含む。）は総会の決議により別に定める。

(協力会員の会費)

第 5 条 協力会員の入会金及び会費（支部会費を含む。）は総会の決議により別に定める。

(会員の会費納入)

第 6 条 会費は原則として 1 年度分を一括して納入するものとし、その期限は 6 月 30 日とする。

2 年度途中で入会した者の当該年度の会費は、入会が承認された日に属する月以前の月数に応じて軽減した額とする。

3 入会金及び会費の納入は、本会が指定する金融機関に会員が振込むこととし、その手数料は振込人の負担とする。

4 口座自動引き落とし制度を利用する会員については、その手数料は本会の負担とする。

5 自動引き落とし制度を利用する場合、前期、後期に分納することができる。

6 振込まれた入会金及び会費については、領収書の発行は行わない。

(会員の会費種別の変更)

第 7 条 会計年度中、会員種別の変更があっても、会費の変更は行わない。

2 会員種別の変更に伴う入会金は、減額または免除することができる。

(改廃)

第 8 条 本規程を変更する場合は、理事会の決議による。ただし、入会金及び会費の金額（支部会費を含む。）の変更については、総会の決議による。

附則 1 この規程は、公益社団法人日本建築家協会の設立の登記の日から施行する。

[別表] 各支部の支部会費（単位：円）

支部名	支部会費
北海道	10,000
東北	12,000
関東甲信越	6,000
北陸	0
東海	0
近畿	9,000
中国	12,000
四国	5,000
九州	10,000
沖縄	20,000